

## 『GAP 導入シンポジウム』は大成功

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会  
第 22 回農業情報ネットワーク全国大会

去る 4 月 22 日（木）～ 23 日（金）の両日、東京大学弥生講堂で開催された『GAP 導入シンポジウム』は、初日 208 名、延べ 380 名の参加者があり、熱心に GAP を学ぶ人達で会場はあふれ、（社）日本生産者 GAP 協会の初仕事として大成功を収めました。これも会員の皆様方のご支援・ご協力の賜物と感謝申し上げます。

今回のシンポジウムは「欧州の適正農業規範に学ぶ」—日本農業のあるべき姿を求めて—と題して行われたもので、理事の山田さんが日本語に翻訳し、協会の編集部が初仕事として出版しましたイングランド版「GAP 規範」をもとに、GAP の在り方・進め方などについて学びました。今回のシンポジウムの概要を以下に報告します。

### 《二宮正士さんの話》

主催者を代表して挨拶に立った二宮正士さんは、今年の 4 月に発足した東京大学大学院農学生命科学研究科付属生態調和農学機構の教授でもあり、「自然環境と調和した持続的な農業」の研究をされています。挨拶に続いて、「20 世紀農業の功罪と現在の状況」について解説をされました。現代農業は、高い生産性を達成する一方、高環境負荷・エネルギー多消費型になり、食品の安全問題などを抱えており、それでも高い生産性が求められ続けています。その中で、「21 世紀農業は、最大化から最適化へのシフト」が求められているとし、「生態調和農学の方向性は、GAP 本来の考え方と極めて相性が良いように思う」と話されました。



### 《山田正美さんの話》

シンポジウムのメインテーマである「イングランドの農業環境保護のための GAP 規範」について、同書の翻訳者である山田正美さん（元福井県農林水産部技幹）は、イングランドの GAP 規範を翻訳した理由と、GAP 規範の内容について以下のように詳細に説明されました。

日本では現在、農林水産省の示した「基礎 GAP」をはじめ、多くの産地で GAP（適正農業管理）の導入が進んでいますが、行政も民間企業も、それぞれの立場でそれぞれの GAP 規準（チェックリスト）を使用しています。これらの GAP 規準には、その基本になる考え方、つまり必要な法律・規則などに基づいた農場管理や、環境を維持し農業を持続するために必要な科学的根拠に基づいた農業のあり方を示す「GAP 規範」といわれるものが必要です。

しかし、日本にはこの GAP 規範に相当するものはなく、GAP 規準とそれによる審査・認証が先行して普及されている状況です。これは、日本に GAP の考え方が導入されたとき、GAP を適正農業規範と翻訳したために、「GAP 規準のことを GAP 規範と混同したのではないか」との指摘がありました。

山田さんは、日本においても環境に配慮した持続的農業が必要であり、それを実現するためには、国の財政面における強力な支援というインセンティブが必要であり、同時に日本農業の実態に合った「日本版 GAP 規範」の策定が必要と考え、早くから GAP 規範を作成して効果を上げているイングランドの GAP 規範を翻訳したそうです。

今回の講演の中には、欧州と日本の GAP を巡る諸条件を対比しながらその違いと背景などについて説明がありました。イングランド版 GAP 規範には「スチュアードシップ」という考え方が背景にあり、これは欧州のキリスト教に根ざした「神の創造した環境を我々が守る責任がある」という考え方です。アジア人の「人の活動も自然と一体になるべきである」というような考え方とは全く異なることなどの説明がありました。

### 《西尾道徳さんの話》

「欧米の農業環境政策から見た日本農業の進むべき方向」と題した西尾道徳さん（元筑波大学教授）の講演では、第二次大戦後に始まった EU の共通農業政策による化学肥料、化学農薬、購入飼料、大型機械を使った農業の集約化によって、伝統的な農村の景観が破壊され、農業環境の汚染が深刻になったことから、EU は 90 年代初頭から農業環境政策に舵を切った事情などについて以下のような報告がありました。

アメリカの農業環境政策が、環境的に脆弱な土地から農業を撤退させて自然環境を回復させることを重要視しているのに対して、EU では GAP 規範を作成して環境に良い農業の実施を義務付け、ペナルティ付きの汚染者負担原則により、環境にプラスになる農業実践（GAP 以上）を政策的に目指しているという大きな違いがあります。EU の GAP 規範のさきがけは 1991 年の硝酸指令です。加盟各国は国内の全水域の硝酸濃度をモニタリングして汚染度を確認し、該当水系の集水域の全ての土地を硝酸脆弱地帯とする厳しい硝酸指令の枠組による GAP 規範の遵守を義務付けています。欧州委員会は加盟各国の適法性を監視しており、2000 年以降は EU の域内全体で完全に実施されています。

一方、日本や韓国は、農業による地下水等の水質汚染が進んでおり、茨城県では硝酸態窒素の摂取が原因となるブルーベビーの発生も確認されています。日本でも農業環境政策に取り組まれています。欧米では集約農業によって環境が汚染されたことを政府が情報公開し、市民がその現状を良く承知しているのに対して、日本では環境汚染の情報が公開されていません。そのために環境汚染を削減するための具体的な数値目標がなく、抽象的な運動論になっていると西尾さんは指摘しています。そして、「劣化した環境下での農産物の生産は持続せず、そこでの安全で高品質な農産物の生産は難しい」と述べるとともに「具体的な GAP 規範を策定することが必要」であり、国は真っ先に「作物共通の関係法規を遵守するための科学的な農業管理規準」を作るべきだと話されました。



### 《與語靖洋さんの話》

農業環境技術研究所の有機化学物質研究で農薬を研究する専門家の與語靖洋さんには、「農薬および POPs（残留性有機汚染物質）の環境汚染とその防止」について、具体的なデータに基づき、難しい問題を分かり易くご説明をいただきました。

はじめに、リスク評価についてパラケルスス（ルネッサンス期の科学者）の言葉を引用し「全ての物質は毒である。毒でないものは何もなく、量が毒と薬を区別するものである」という認識についての話がありました。

リスク管理のために知らなければならない農薬や POPs の土壌、水、大気などの環境中における挙動について判り易い解説があり、様々な曝露経路の実態と、吸着の様式や分解・消失についての論理的な説明がありました。これに続いて、食物連鎖による経路や水田の管理と汚染実態、直結する河川や湖沼での計測データに基づく日本の環境汚染の実態と問題点などが指摘されました。

最後に、農薬や POPs の環境への影響に対するリスク低減対策として、法的措置、技術対策、研究方向についての話があり、水田や畑などから系外への流出を減少させるための管理手法の具体的な対策（Good Practice）についての示唆がありました。

### 《田上隆一さんの話》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長の田上隆一さん（㈱AGIC）は、「欧州における GAP の歴史は 20 年であるが、日本の GAP はまだ 5 年で、指導もこれから始まるころ…」として、GAP の真の意味を欧州の歴史に学ぶことの必要性と、日本における GAP 普及に関する問題点などを指摘しました。

日本のりんごをイギリスのスーパーに販売するために GAP 認証が初めて要求され、2003 年にイギリスの卸売会社からイングランド版の「GAP 規範」を渡された経験から、健全な日本農業のためには、日本の法令や社会習慣、気候風土と農業形態などを前提にして体系化した「日本の GAP 規範を構築しなければならない」と話しました。

日本では、「国際化するために」と称して、明治維新後も、戦後も、慌てて欧米流の社会をモデルにして法律やルールなどの様々な社会システムを作ってきました。現在も、言葉やルールなどの体系だけを急遽輸入し、それを支えている社会の常識や生活者の習慣などはほとんど無視されてきたために、実際の社会との落差が生まれていることを指摘し、GAP の導入もそれと同じように、日本の社会システムと調和するものにならなくてはいけないことと指摘しました。

### 《事例報告》

#### 『県が行う GAP 普及の P・D・C・A』

栃木県農政部経営技術課の植木与四郎さんからは、GAP 普及事業に係って県の行政が行う PDCA について報告がありました。GAP の実施要綱やマニュアルを作成してそれを配布しても、本当の GAP の実践にはなりません。現場での GAP 指導とその結果の確認が行われることが必要であり、農家も、農協も、行政も、それぞれの経営体として PDCA が行われなければなりません。県が主導して行った平成 20 年度と 21 年度の、農協と農家に対す

る GAP の外部監査の結果から、農協と農家における GAP の課題をまとめました。なお、平成 22 年度から、栃木県では GAP の普及を生産振興課から経営技術課に移管し、環境保全型農業と一体的に推進することになっています。

### 『JA と共に取り組む GAP と GAP 指導者養成』

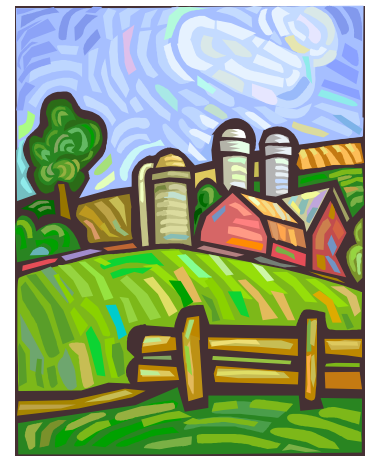
長野県農政部農業技術課の大池英樹さんからは、平成 21 年度の GAP 普及事業において重点的に取り組まれた「GAP 指導者養成研修会」と「集荷施設適正管理ガイドの策定」についての報告がありました。実際の農業現場で GAP の普及・指導に当たる専門家を育成するために、県は普及指導員を対象に、また JA グループは農協の営農指導員を対象に、GAP 普及センターによる基礎研修会と実践研修会を開催しました。平成 22 年度には、これらの指導員を中心にして、県内の主要な集出荷施設の適正管理を行うと共に、モデル産地における農業管理規則の作成と農場監査を実施する予定です。

### 『健全な農業の実践』

平成 23 年度までに全 JA の生産部会で GAP に取り組むことを目標にしている和歌山県では、これまでのチェックシートだけが先行しており、農家の記帳を回収するだけの GAP 推進方式を改め、「目標の明確化、役割の明確化、仕組みの明確化」に取り組んでいます。事務局を努める和歌山県農協連の谷口忠さんは、目標は「農業が将来に渡り、地域の産業として存続するための当然の行為＝健全な和歌山農業」とし、仕組みづくりと指導（県）、食品衛生管理と生産者指導（JA）、健全な農業の実践（組合員）、内部監査（JA）と指導（県）の役割と仕組みを決めて平成 22 年度からスタートしています。

### 『GAP 指導者の育成と普及の取り組み』

神奈川県では、平成 20 年度より農協や団体を通して主要な野菜産地に GAP の実施を推進してきましたが、「GAP の指導をするためには担当者が GAP を熟知していること、組織的に取り組むためには生産管理の体系化（農場管理システム）が必要なこと、栽培技術の専門家である普及指導員が GAP の指導者となることが望ましいこと」などの理由から、GAP 普及センターによる基礎研修会と実践研修会を開催しています。神奈川県環境農政局就農参入支援課の上井憲治さんによれば、GAP の指導者としての目標は、「的確な判断で助言すること、やってはいけないことをはっきり伝えること、事務局や指導者も一緒に取り組むこと」などです。



### 『生産管理アドバイザー派遣事業の成果』

茨城県の GAP 導入のポイントは、「指導・実施・監査」です。茨城県生活環境対策課の田中仁士さんの報告によれば、具体的な普及方策として「衛生管理を中心とした初期導

入、GAP 規範実施手引きを使ったステップアップ、第三者認証への取組み」の3段階を実践しています。そのうちの GAP 認証取得を目指す団体には、県の事業として「GAP 指導の専門家を派遣」しています。この事業は、平成 19 年度から毎年実施しており、平成 21 年度は 4 集団に派遣しました。生産者の負担はなく、これまでに県内で 105 農場が民間の GAP 認証を取得していますが、そのほとんどがアドバイザー派遣を受けた生産者です。

### 『産地で GAP に取り組む部会の農場巡回指導』

福井県農林水産部・食の安全安心課の久保長政さんによれば、GAP の実践で指導者に求められるものは「どこが悪いのかを見つけ出す、なぜ悪いのかを説明する、どうすれば良いのかを指導する」ことです。そのためには、普及指導員と JA 営農指導員を対象にした基礎研修会を開催し、その受講者が JA の生産部会で GAP 指導を実践するようにしています。JA テラル越前のネギ部会 265 名全員の GAP 実践を実現するためには、営農指導員による恒常的な指導と監査が必要になります。GAP 指導者のレベルを上げるために、指導の実践そのものを GAP 普及センターの専門家から指導を受けています。

### 『統一ブランドで GAP に取り組む JA 営農指導』

越智政友さん（ゼスプリインターナショナルジャパン）の報告によれば、愛媛県の JA 東予園芸では、ゴールドキウイの生産者 150 名が、団体で GAP 認証を取得しましたが、生産者の 45%が 71 歳以上という超高齢の部会です。6 名の JA 職員が担当農家を決めて総力を挙げて GAP 実践に取り組みました。GAP 普及センターの指導のもとで、生産者に対する GAP の指導と実践を通して GAP の指導者を養成し、また、生産部会としての GAP の管理システムも JA 職員が分担して作成し、GAP の指導と内部監査のシステムを作り上げて実践しました。ゼスプリでは、今後他の JA にもこの方式を波及させる計画です。

### 《総合討論》

農林水産省が勧める「基礎 GAP」を受身で取り組んできた反省から、自ら GAP の意味や内容について再検討し、環境保全と一体的な食品安全の問題に取り組み、その結果、持続的農業に役立つ適正な農業管理のあり方（GAP 規範）を意識するようになり、そして、GAP の普及・推進で新たな展開を始めた 7 県の事例発表がありました。そのために、シンポジウム会場から多数の質問があり、全員がこれに対応する活発な討論会となりました。その内容は非常に豊富なものですので、別の機会にまとめて紹介したいと思います。

約 200 名の参加者が、1 人も途中で帰ることなく熱心に議論に聞き入る姿から「本物の GAP に取り組みたい」という意気込みがひしひしと感じられました。

### 『読者の皆様へ』

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド版適正農業規範」の日本語翻訳本は、日本生産者 GAP 協会シンポジウム事務局に余部があります。今回のシンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1,500 円）でお分けしております。



シンポジウム講演資料集「欧州の適正農業規範に学ぶ」も 1,500 円でお分けしております。事務局（☎：029-856-1201）までお申込み、お問合せ下さい。

イングランド版「適正農業規範」－私達の水・土壌・大気の保護－  
－農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範－  
山田正美 訳 発行：一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
編集制作：GAP 普及センター 2010年4月10日発行

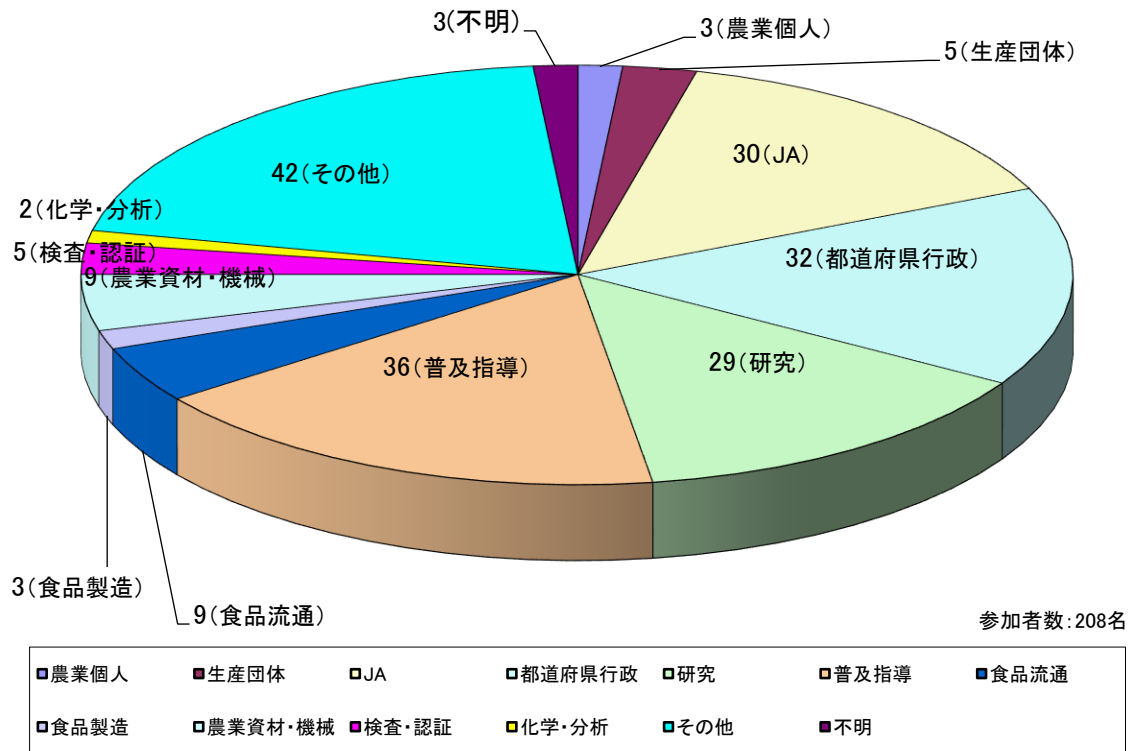
## 《GAP シンポジウムの参加者》－全国から GAP の実務者が参加－

今回のシンポジウムの参加者数は、初日が 208 名、2 日目が 172 名で、延べ 380 名の参加者がありました。

シンポジウムの参加者を所属別にグラフにしてみました。多い順に、都道府県の「普及指導」関係者が 36 名、「都道府県行政」の関係者が 32 名、「JA」の関係者が 30 名の合計で 98 名となり、全体の 47%を占めていました。これに「研究」に分類された県の試験場の 3 名と農業大学校などの県関係者 3 名を加えると 104 名となり、参加者全体のちょうど 50%が都道府県で実際に GAP の指導に関わる関係者でした。次いで多い「研究」の 29 名は、ほとんどが大学または国などの研究機関の研究者です。農業資材や食品を取り扱う企業や検査・分析の団体以外は「その他」に分類しました。農業生産者は 8 名でした。

参加者全体の都道府県別の統計では、地の利のある東京都が 60 名と圧倒的に多く、合わせて 37 の都道府県から参加がありました。北海道 5 名、沖縄県 6 名と、遠方からの参加もありました。有難うございました。

第22回 食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会  
 GAP導入シンポジウム(2010年4月22日、23日) 受講者職種内訳



※その他には、IT関連、コンサルティング、報道、出版、学生、社団法人、独立行政法人などを含む

(シンポジウム事務局)